

九都県市首脳会議のあらまし

1 構成員

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の知事並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の市長

2 設立年月日

昭和 54 年 7 月 26 日（六都県市首脳会議として発足）

平成 4 年に千葉市長が加入し、七都県市首脳会議となる。

平成 15 年にさいたま市長が加入し、八都県市首脳会議となる。

平成 22 年に相模原市長が加入し、九都県市首脳会議となる。

3 会議の目的

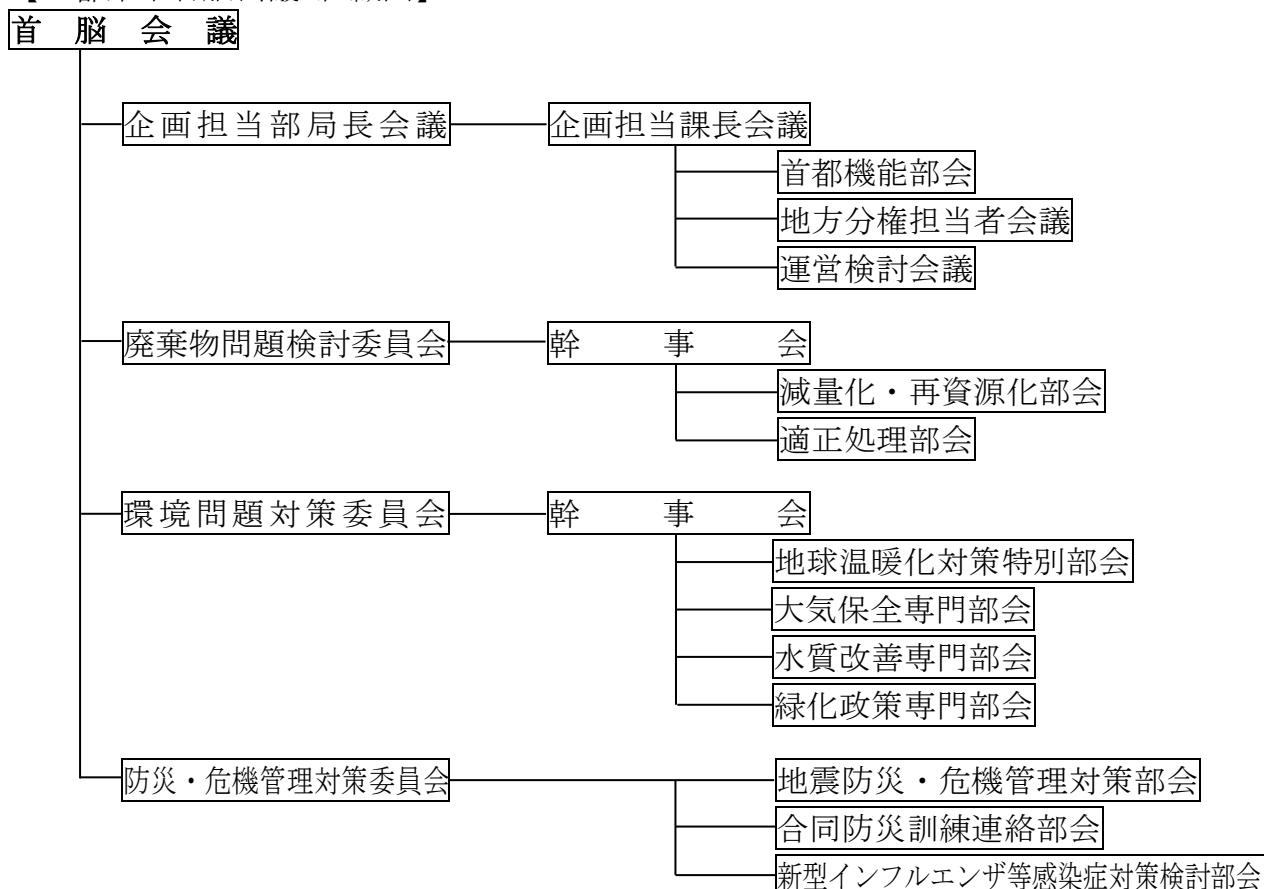
九都県市の知事及び市長が長期的展望のもとに、共有する膨大な地域活力を生かし人間生活の総合的条件の向上を図るため、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的としています。

4 組織

首脳会議の下に、担当部局長で構成する委員会等を設置するとともに、その下に担当課長や実務担当者で構成する幹事会、部会等を設置し、首脳会議の運営や広域的課題に関する具体的な調査・検討・事業等を行っています。

また、首脳会議において協議し、集中して検討を行うことを決定した項目については、首都圏連合協議会で検討を行っています。

【九都県市首脳会議 組織図】



5 広域的な取組の必要性

首都圏は、全国人口の約3割を擁し、我が国の政治、経済、文化の中心をなすとともに、大都市圏として一つの地域社会を形成しています。しかし、この地域への人口の集中や諸機能の集積による都市化の進展により、個々の都県市の範囲を超えた広域的に対応すべき様々な課題が生じています。このため、広域化した諸課題の解決に向けて、九都県市が協調した取組を進めることが必要となっています。

6 期待される役割等

地方分権の進展や広域的課題の複雑化・多様化とともに、自治体間の連携・協調した取組のシステムとして、また自治体間の調整のシステムとして、九都県市首脳会議の役割はますます重要になってきています。

九都県市は、そのような役割を果たしつつ、今後とも首都圏における広域的な諸課題の解決に向けて、協調した取組を進めるとともに、まちづくり等において共同・連携した対応を図るなど、協調して広域行政を推進していきたいと考えています。

7 最近の首脳会議における活動の状況

平成30年（秋）

- ・地方分権改革の実現に向けた要求
- ・地域防犯力の向上に係る取組の検討について合意
- ・受動喫煙防止対策の推進について要望
- ・受動喫煙防止対策の推進に向けた取組の検討について合意
- ・首都圏における木材利用促進に向けた取組について合意
- ・東京2020大会期間中のTDM推進について要望
- ・有効な家具類転倒防止対策の研究について合意
- ・マイクロプラスチック問題の解決に向けた取組の検討について合意
- ・措置入院者等の退院後支援に係る法改正について要望
- ・外国人材の受け入れ・共生に向けた環境整備について要望

平成31年（春）

- ・地方分権改革の実現に向けた要求
- ・児童虐待の防止に向けた共同宣言
- ・児童相談所等の体制強化について要望
- ・特別養護老人ホームの持続可能な運営と整備の促進について要望
- ・ホームレスとなるおそれのある人の自立支援に向けた取組の検討について合意
- ・A I等新技術を活用した行政のスマート化の推進に係る取組の検討について合意
- ・地域共生社会の実現に向けた障害者の自立生活の支援拡充について要望
- ・麻しん（はしか）対策の推進についての要望
- ・発達障害児に関わる医師の確保及び環境整備について要望

令和元年（秋）

- ・地方分権改革の実現に向けた要求
- ・増加する法律での計画策定の努力義務等への対応の検討について合意
- ・児童虐待防止体制の充実について要望
- ・海洋プラスチックごみ対策の推進について要望
- ・エスカレーターでの事故防止に向けた取組の検討について合意
- ・重度障害者の在宅就労に対する支援について要望
- ・高齢者向け住まい・施設からの円滑な救急搬送等に向けた取組の検討について合意

- ・HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの定期接種について要望
- ・復興・創生期間後における福島への継続的な対応について要望

令和2年（春）

- ・地方分権改革の実現に向けた要求
- ・河川等における治水対策・減災対策の推進について要望
- ・感震ブレーカーの普及に向けた取組の検討について合意
- ・高速道路における本線料金所の撤廃などにつながるETCの普及促進について要望
- ・令和元年に発生した台風による大規模土砂災害からの復旧等に対する支援の充実について要望
- ・認知症施策の推進にかかる成年後見制度等の利用促進に向けた取組の検討について合意
- ・学校体育館の空調設備の整備について要望
- ・保険者努力支援制度の評価方法の見直しについて要請
- ・医療的ケア児・者への切れ目ない支援の充実について提言

令和2年（秋）

- ・地方分権改革の実現に向けた要求
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた共同宣言
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた要望
- ・子どものための養育費を確保する制度の実現について（後日書面協議）

令和3年（春）

- ・地方分権改革の実現に向けた要求
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望
- ・大型連休に向けて感染防止対策の徹底を呼び掛けるための共同メッセージ
- ・電動車のさらなる普及に向けた環境整備の推進に向けた取組の検討について合意
- ・オフィスなどの相互利用に向けた取組の検討について合意
- ・風害対策及び大規模停電対策の充実強化について要望
- ・動物の不適正な多頭飼育の対策の推進について要望
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等への居住費及び食費の負担軽減について要望
- ・文化芸術の持続可能性を高める支援について提言
- ・児童相談所等の更なる体制強化について要望
- ・地域材利用による森林の循環利用に向けた取組の検討について合意

令和3年（秋）

- ・地方分権改革の実現に向けた要求
- ・「ウィズ・コロナ」「ポスト・コロナ」時代の取組に関する共同宣言
- ・飲酒運転の根絶に向けた共同宣言
- ・飲酒運転の根絶に向けた取組の検討について合意
- ・児童養護施設・乳児院等における専門的支援の充実に向けた人材確保及び職員配置について要望
- ・i-Constructionの推進に向けた取組の検討について合意
- ・有料老人ホーム等の適正な運営に向けた指導強化について要望

- ・マンションの管理適正化の推進に向けた包括的支援等について要望
- ・ケアラーへの支援について要望
- ・デジタル社会の実現に向けた行政のデジタル化推進について要望
- ・デジタル人材の育成について要望

8 事務局及び問い合わせ窓口

(1) 事務局（開催担当都県市）

会議の事務局は、1年単位（暦年）の持ち回りで各都県市が担当しています。

令和4年は、埼玉県が事務局となっています。

（首脳会議の座長は、開催担当都県市の長が務めます。）

(2) 問い合わせ窓口

問い合わせ先	電話番号
埼玉県 企画財政部 企画総務課	048-830-2117
千葉県 総合企画部 政策企画課	043-223-2206
東京都 政策企画局 政策部 渉外課	03-5388-2151
神奈川県 政策局 自治振興部 広域連携課	045-210-5890
横浜市 政策局 大都市制度推進本部室 大都市制度・広域行政部 広域行政課	045-671-4082
川崎市 総務企画局 都市政策部 広域行政・地方分権担当	044-200-0057
千葉市 総合政策局 総合政策部 政策調整課	043-245-5047
さいたま市 都市戦略本部 都市経営戦略部	048-829-1064
相模原市 市長公室 広域行政課	042-769-8248